広告物での表示

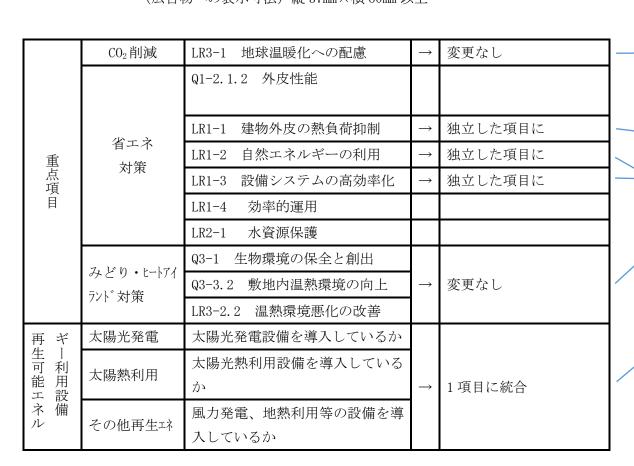
延べ床面積 2000 ㎡以上の新築・増改築において、販売等の広告を行う場合、広告物に表示ラベルを掲載することを義務づけ。(平成 24 年 4 月~)

広告物での表示ラベル改正案

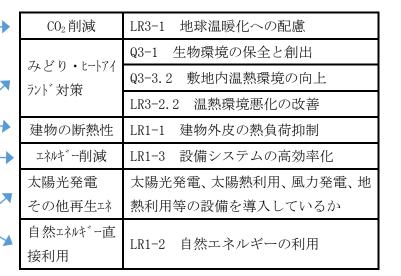
表示ラベル(現行)



(広告物への表示寸法) 縦 37mm×横 60mm 以上



(広告物への表示寸法) 縦 37mm×横 60mm 以上



※なお、工事現場表示(基本部分)と広告表示のラベリングは、大きさの違い のみで同一の内容とする。

工事現場での表示の義務化

延べ床面積2000 ㎡以上の新築・増改築において、工事現場の見やすい場所に表示ラベルを表示することを義務化。(建築物環境計画書が平成30年4月1日以降に届出された分から。)

工事現場での表示ラベル案

基本部分



追加部分(任意)



- ・基本部分は、広告物への表示と同じ内容とし、工事現場に必ず表示する。
- ・追加部分は、①「エネルギー削減率」、②「導入される環境配慮などの取組項目」を表示するものであり、工事現場に任意で表示できるものとする。 (①②項目は両方とも表示しても、1つだけ表示してもよい。)
- ・追加部分を表示する場合は、基本部分と追加部分が隣接するように表示する。
- ・表示サイズは、基本部分、追加部分それぞれ 縦 170mm×横 280mm 以上とする。(A4 用紙サイズ程度の大きさ)
- ・基本部分と追加部分の枠の色は同じとする。
- ・追加部分は、工事現場での表示だけでなく、広告に表示してもよい。

○エネルギー削減率

「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」(平成28年国土交通省告示第489号)に基づき表示

○導入される環境配慮などの取組項目 自由記載。

取組項目の例

屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性 1.25 倍、免震、制震、非常用発電機、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンド など